

第 3 回
いわき市地域福祉計画策定委員会
議 事 録

保健福祉部 保健福祉課

第3回いわき市地域福祉計画策定委員会 議事録

1 日 時 令和2年12月18日(金) 10:00～11:30

2 場 所 いわき市文化センター 3階 大会議室

3 出席者

(1) 策定委員会委員(13名中13名出席) ※ 五十音順

委員	飯田 教郎	委員	清水 国明
委員	鎌田 真理子	委員	下野 信一
委員	草野 祐香利	委員	鈴木 繁生
委員	郡司 美枝子	委員	鈴木 テルコ
委員	佐藤 将文	委員	中野 美奈
委員	篠原 清美	委員	港 崎 瑠香
委員	篠原 洋貴		

(2) 事務局

保健福祉部	部長	飯尾 仁
保健福祉部	次長兼総合調整担当	園部 衛
保健福祉課	参事兼課長	佐々木 篤
保健福祉課	課長補佐	木村 大輔
保健福祉課	地域福祉推進係 主任主査兼係長	篠山 陽一
保健福祉課	地域福祉推進係 事務主任	伊藤 穂
保健福祉課	地域福祉推進係 主査	後藤 美穂

4 議事

- (1) 地域福祉計画たたき台に対する意見について
- (2) その他

5 議事録署名人の選任について

議事録に署名いただく委員2名については、篠原(清)委員、篠原(洋)委員が選任された。

6 会議の概要

	<p>【議事】 (1) 地域福祉計画たたき台に対する意見について (2) その他</p> <p>事務局 まず、計画策定までの今後の流れについて説明させていただく。本日、配布させていただいた計画素案について、本日委員の皆様にご審議していただくが、委員の皆様から提案があった意見を事務局で修正し、1月中旬から下旬にパブリックコメントにかけ、その意見に基づき、修正した素案を1月に開催される第4回策定委員会でお示しし、審議していただくことになるのでお願いしたい。</p> <p>それでは、議事の「計画たたき台について」、委員の皆様及び市役所庁内各課から計画に反映して欲しい内容や修正が必要な箇所に対する意見があった。</p> <p>素案は、第1章から第5章までであるが、第3章以外の章について修正意見が出たことから第1章と第2章、第4章と第5章を2分割して説明していきたい。</p> <p>(「いわき市地域福祉計画たたき台に対する意見について」 第1章・第2章に基づき説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま事務局より説明があったが、この説明に対して何かご意見、ご質問があれば発言願いたい。</p>
<p>I 委員</p>	<p>9ページの「⑥ 社会参加の促進」の3行目の「活動性の低下を防ぎ」という言葉を別の表現に変更できないか。</p>
<p>委員長</p>	<p>社会参加の促進で、高齢者の方たちの活動性の低下ということは、身体的なものか、事務局いかがか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局としては、「心身ともに活動性の低下を防ぐ」という目的で言葉を使用した。</p>
<p>委員長</p>	<p>L委員、K委員、介護等の専門的な考えでの意見はいかがか。</p>

L 委 員	介護保険のケアマネージャーでは、「フレイル」という言葉が使われており、身体的問題のみならず、認知機能障害やうつなどの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの社会的問題も含まれるので、注釈が必要となるかもしれないが表現的には妥当かなと感じた。
委 員 長	「フレイル」という言葉は、一般的な用語として広がっているので、事務局で検討という形でいかがか。
事 務 局	修正を検討する。
I 委 員	了解した。 もう一つ、同じ「⑥ 社会参加の促進」で10ページの5行目で「参加の意向を持つ市民」という表現があるが、「意向」は積極性に欠けるので「意欲」に変更してはどうかと感じた。
委 員 長	「参加の意向を持つ」というよりは、「意欲」などもう少し積極的な意見が必要であるという意見なので、これも事務局で検討という形でいかがか。
事 務 局	表現について検討する。
I 委 員	了解した。
委 員 長	その他、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。 第1章・第2章について追加でご意見、ご質問が無ければ、事務局より第4章と第5章について、説明をお願いしたい。
事 務 局	(「いわき市地域福祉計画たたき台に対する意見について」 第4章・第5章に基づき説明)
委 員 長	ただいま事務局より説明があったが、この説明に対して何かご意見、ご質問があれば発言願いたい。

<p>J 委 員</p>	<p>60 ページの「(5) 子どもの権利擁護」について、文中4行目の「大人の人格と同じ人格をもつ存在として」の部分を削除したほうが良いのではないかと感じた。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>これも事務局で修正を検討するという形でいかがか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>修正を検討する。</p>
<p>J 委 員</p>	<p>了解した。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>では、私のほうから、第3章になってしまうが、43 ページの「基本目標1」の文中で「ハンディキャップなどの解消」という表現があるが、WHOの古い概念で、障がいを持っている方のほうに「ハンディキャップがある」という考え方で、2001年のICFの概念を援用する必要があると考える。</p> <p>4つの障壁（物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁、心理的障壁）があるが、「さまざまなバリア・障壁の解消軽減に努める」とし、環境の外部要因の改善するような表現に変更してもらいたい。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>もう一つ、「成年後見制度利用促進基本計画」だが、来年度、見直しを検討しているが、中間報告においていろいろな課題も報告されている。現段階では、（地域福祉計画に）このような形で盛り込むこととして良いのか伺いたい。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>令和4年度に「成年後見制度利用促進基本計画」を見直すと言っている。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>それまでは、現行どおり地域福祉計画と一体的に位置付ける形をとり、「成年後見制度利用促進基本計画」の改正に合わせて「地域福祉計画」も修正するようになるのか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>そのように考える。</p>

A 委員	40 ページに「SDG s の取り組み」のコラムが記載されているが、具体的に 17 の目標のうち、どの辺を意識しているのか伺いたい。
委員長	福祉分野で協調すべきポイントについて、事務局いかがか。
事務局	1 の「貧困をなくそう」、2 の「飢餓をゼロに」、3 の「すべての人に健康と福祉を」、4 の「質の高い教育をみんなに」、5 の「ジェンダー平等を実現しよう」、8 の「働きがいも経済成長も」、10 の「人や国の不平等をなくそう」、11 の「住み続けられるまちづくりを」、16 の「平和と公正をすべての人に」、17 の「パートナーシップで目標を達成しよう」あたりが該当すると思われる。
A 委員	今後、「SDG s」は、積極的に取り組む課題となるので、意識して頂きたいと思う。
委員長	「SDG s」の福祉的側面からの推進という表現は、このままでよいか。
A 委員	問題ない。
委員長	次に私のほうから、38 ページの「(2) 制度の狭間、複合化するニーズ」の「① 現状」の「イ」の「社会的孤立、ダブルケア、8050 問題など」に「ヤングケアラー」を追加してはどうか。いわき市でも地域包括支援センターの職員から生活保護の世帯でヤングケアラーの報告が上がってきている。 ヤングケアラーを周知いただいて、子どもたちの過剰介護を意識化して欲しい。
事務局	了解した。
J 委員	67 ページの「ごみ屋敷」の表現ですが、前回、私の方から「溜め込み住居」という表現を提案させていただいたが、造語であり分かりにくいところがあった。L 委員から提案していた

<p>委 員 長</p>	<p>だいた「ご近所問題（ゴミや汚臭、騒音など）」という表現は分かりやすいと感じた。</p> <p>それに関連して、49 ページの「(2) 制度の狭間にある方への支援」でも「ゴミ屋敷問題」という表記があるが、このままでよいか、それとも同じように修正して「ご近所問題（ゴミや汚臭、騒音など）」としたほうがよいか。</p> <p>この部分は、一般総称としての「ゴミ屋敷問題」としてこのままでよいと思うがいかがか。（委員から意見なし）</p>
<p>委 員 長</p>	<p>社会福祉協議会について、53 ページの 14 行目のところで、「社会福祉協議会が主体となる「生活福祉資金貸付事業」となっているが、県社会福祉協議会が実施主体で、窓口が市社会福祉協議会になると思うが。</p> <p>この表記については、「社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付事業」で良いと思うが、社会福祉協議会のG委員いかがか。</p>
<p>G 委 員</p>	<p>「社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付事業」で良いと思う。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>もう一つ、社会福祉協議会の関係で、54 ページの「(1) ボランティア活動の育成と支援」の本文中 14 行目に災害ボランティアセンターの記載があるが、災害対策基本法では社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設すると規定されている。</p> <p>表現としては、「市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターと市が連携し」の方が良いと思うがG委員いかがか。</p>
<p>G 委 員</p>	<p>確かに、その通りだと思う。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>それから 55 ページの「(1) 虐待未然防止、早期発見」のところで、「地域の住民や関係機関等に対し、人権教育を実施します。子どもへのいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力などの様々な暴力から自分の心とからだを守る人権教育プログラムであるCAPなどを通して、子ども自ら身を守れる教育を推進</p>

<p>委員長</p>	<p>するとともに、虐待（児童、高齢者、障がい者）やDV（配偶者等）に関する知識を普及・啓発し、未然防止又は早期発見に努めます。」に変更を検討して欲しいと思う。</p> <p>それから、57ページの「避難行動要支援者」については、災害対策基本法第20条の6第5号に妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病者と規定されている。そこで「乳幼児を抱える人」を入れるとかなり拡大することになるので、一般家庭の人々が福祉避難所に押し寄せる可能性が高まる懸念があるので変更を検討いただきたい。</p> <p>また、「マイタイムライン」については、個人で作成となっているが、国土交通省のホームページでは、地域でワークショップなどを開催して計画を立てるよう書かれており、自治体向けマニュアルも作成されている。</p> <p>次年度、危機管理部ができてから、コミュニティづくりと連携してマイタイムライン計画をワークショップで作成するツールとなるのではないか。危機管理課と連携して「マイタイムライン」の記載を検討して欲しい。</p>
<p>E 委員</p>	<p>避難行動要支援者マップ作成事業の件だが、平窪地区では、要支援者の名簿の取扱いが課題となっている。</p> <p>地区には、要支援者は約200名いるが公表に同意している方は99名のみで、いわき市全体も同様であると思っている。</p> <p>非常時に自分の健康や命を守る手助けしてもらおう手段なので申請書の改善も必要になってくる。</p> <p>災害があった時に、どうするかと考えても難しいので、日常的に顔を繋いでおかないと困難である。</p> <p>しかし、個人情報の関係があり、（非公表の方の名簿を）公表することは難しい。</p> <p>昨日も民生委員や老人会の方々と意見交換をしているが、（公表に同意をしている）避難行動要支援者のデータをマップに落としても（公表に同意していない方もいるので）マップを作成しても絵にかいた餅になってしまうので、何らかの形で、対策をとっていかないと個人情報以前の問題だと認識している。個人情報の問題について、何とかしていただきたい。</p>

<p>委員長</p>	<p>先ほどの（避難行動要支援者の乳幼児の件について）乳幼児について訂正させていただきたい。</p> <p>「乳幼児」には、配慮を必要とする「医療的ケア児」などの対応が必要となってくることから「特に配慮が必要とする乳幼児」と表記してはどうか検討していただきたい。</p> <p>また、E委員の意見に対しては、平成25年8月に内閣府が規定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、4つのガイドラインが出ており、1つめが「避難行動要支援者の名簿作成を市町村に義務付け、市町村がその個人情報を利用できる。」、2つめが「避難行動要支援者本人から同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援関係者等に情報提供すること。」、3つめが「現に災害の発生又は、発生する恐れが生じる場合には、本人の同意の有無に関わらず名簿情報を避難支援関係者等その他の者にも提供できること。」、4つ目が「名簿情報の提供を受けた者には守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏洩防止のために必要な措置を講ずること。」と規定されているので、行政も住民のニーズや実態に応じて対応していただきたい。</p>
<p>E委員</p>	<p>私もガイドラインについては承知している。</p> <p>現状では、要支援者は約200名いるが公表に同意している方は、99名しかなく、その残り約100名をどうするのか。</p> <p>ガイドラインとのギャップをどうするのか問題であり、市が要支援者全員の名簿を公開する必要がある。また名簿の配布にも問題があり、自主防災会長、民生委員には名簿が配布される。行政区長には名簿が公開されないのは問題である。</p> <p>また申請書にも個人情報公開に関する同意欄があり、それも改正する必要があると思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>災害対策基本法や災害救助法で規定されているが、国のガイドラインの効力は、どのようになっているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>避難行動要支援者に関しては、名簿の公開について、ガイドラインに本人の同意が必要である規定があり、それだけではなく、公開した人には、近所の方を含めてどうやって避難するか</p>

	<p>という支援計画を作成する必要がある。今般の台風 19 号を考えてもらえば理解していただけたと思うが、その時には助けに行くことは困難であり、早めに行動してもらう必要がある。そのためには、要支援者から同意をもらうだけではなく、どのような形で避難するのかということをご近所や関係者とよく話し合っていく必要がある。ガイドラインを越えて要支援者全員の名簿を公開したとしても、要支援者本人から同意を得られなければ、避難するための支援計画を作る行為に至らない。</p> <p>まずは、関係者から丁寧に制度について説明し、要支援者に理解してもらい、そのための活動をさまざまな関係機関の皆さんに行ってもらっているが、一歩ずつ着実にやっていく方法しかないと認識している。</p> <p>委員長 例えば、昨年の台風 19 号で、雨が降る前から避難警報 4（避難指示）を出していたが、これはガイドラインの 3 に相当し、要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村が名簿情報を関係機関に提供できるとなっているのです、避難警報 4 になれば、名簿の提供はできないのか。</p> <p>事務局 委員長がおっしゃる通り、事前に避難行動要支援者名簿をお渡しすることは可能であるが、名簿をもとに全市的に要支援者を避難させることは、支援計画の作成など要支援者本人の理解が無ければ困難であると思う。</p> <p>委員長 要するに要支援者が制度を理解のうえ同意し、誰が誰をサポートするのかという個別計画を作成しなければ、名簿を出したとしても避難行動に結びつかないということか。</p> <p>E 委員 平窪地区では「高齢者見守り隊」もあり、日常生活を通して（要支援者等に対し）目配り気配りしている。そういう事が、災害が起こった時に役に立つのではないかと思う。</p> <p>平窪地区の組織として、行政区（4 役）の下に班長が 14 名いてその下に隣組長が 145 名おり、ピラミッド型組織の中で日常的つながりがある。災害で一番重要なのは、ピラミッド型組織の中で隣組長になってくる。</p> <p>名簿の公開の時期についても検討しなければならないと思</p>
--	---

	<p>う。災害が起きる2、3日前に避難行動要支援者名簿を渡してもらってもどうしようもない。</p> <p>いい知恵があればご指導願いたい。</p>
委員長	<p>地域福祉計画でも避難行動要支援者支援制度は重要なポイントであるが、来年度に市では危機管理部を設置することになっているので、是非、避難行動要支援者の名簿の取扱いについて検討して欲しい。</p>
J 委員	<p>53 ページの「(3) 地域福祉活動への参加を促進する環境づくり」で「igoku」という表記が唐突に出てくるが、「igoku」が大分一般市民の皆さんにも浸透してきて、内容も興味深く、グッドデザイン賞も受賞しているが、広く市民に理解してもらうためにも是非、コラムという形で掲載して欲しい。</p>
事務局	<p>「igoku」については、事務局のほうでコラムの掲載を検討している。</p>
J 委員	<p>70 ページの「③ 政策的な対応が必要となる課題や市全体での課題の解決を目的として、全体会議を開催します。」と記載されていますが、この全体会議は、どのような会議をさしているのか。また、開催実績はあるのか。</p>
事務局	<p>会議を開催したことはなく、これからこのような会議の開催をしていきたいということで計画に載せさせていただいた。</p>
J 委員	<p>このような横断的な会議が出来れば、とても素晴らしいと思うので、是非、取り組んで欲しい。</p>
H 委員	<p>18 ページの「④ 子どもの貧困対策」で記載されている「教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援」すべて重要ではあるが、特に「教育の支援」のところで「自己肯定感の醸成」が必要となってくる。「自己肯定感を含む教育」のような言葉をいれていただくとよいと思う。</p>

委員 長	<p>子どもの貧困は経済的貧困ばかりではないので、事務局のほうで対応をお願いします。</p>
委員 長	<p>また、私のほうから、46 ページの「(2) 意欲の尊重」で、ADLが記載されているが、一般市民の皆さんにも浸透していると思うが、用語解説を入れて欲しい。</p> <p>また、61 ページ辺りか、どの部分に入るのかは不明であるが、「エンディングノートの普及」や「延命治療の可否や意思表示」について、検討して欲しいと思う。</p>
E 委 員	<p>福祉避難所の設置の問題であるが、福祉避難所をどの段階で設置するのが問題になっている。</p> <p>早めの避難が求められているので現段階では、対策本部を設置してから福祉避難所を設置することになっているので対応が遅くなる。私も（市の）関係課長との会議では提言をしているが、今一番大事なのは、早めの避難が求められているので、直接、福祉避難所に避難できないのか。</p>
事 務 局	<p>福祉避難所の設置について、今年の台風 19 号では、一般避難所に避難された方の中で、ケアが必要な方を保健師等がトリアージして、公的な施設で人員配置を行い福祉避難所として運営した。その後、民間の福祉施設で受け入れが可能となり移っていただいた。</p> <p>市内でも議論を行っているが、福祉避難所の設置については福祉避難所にケアできる人がいなければ何もできないので、まず医療や介護に対応できる人材を配置する必要がある。</p> <p>前回の会議でも J 委員から話があったが、市内や関係機関と話し合いをしながら、どのような形で設置すればいいか検討しているところである。</p>
委 員 長	<p>市の方で検討していただければと思う。</p>
E 委 員	<p>平窪地区は、平第一中学校か赤井中学校に避難することになっているが、（障がい者や要介護者などは）そこから（福祉避難所に）送られる。</p>

	<p>そうではなくて、福祉避難所の利用者については、直接、福祉避難所に行ける体制を作って欲しい。</p>
M 委員	<p>55 ページの「(1) 虐待未然防止、早期発見」で、虐待とはどのようなものか、どのようなものがDVなのか分からなければ通報もできないし、目をつぶってしまう人もいるので、大人たちに知識を広めていく、啓発していく方法や場所はあるのか感じた。</p>
委員長	<p>虐待、DVについて、どこに通報すればよいのか、受皿について事務局いかがいか。</p>
事務局	<p>虐待に関しては、相談したり通報したりする場所については、その相談される方それぞれだと思うので、一概に虐待案件はどここの機関に相談するとは言えない。</p> <p>例えば、警察であったり、子どもであれば学校であったり児童相談所であったり、福祉機関であれば、地区保健福祉センターなどであったり様々である。</p>
委員長	<p>啓発という部分でお願いします。</p>
事務局	<p>公的機関のほかに市の取り組みとして「見守りあんしんネットワーク事業」があり、市内約 80 か所の事業所と協定を結んでおり、徘徊高齢者の情報を市防災メールで流している。</p> <p>同じ形で、虐待が疑われる場合、児童福祉法では、虐待を発見した人は通報する義務があり、通報が間違っても罰せられないことになっている。</p> <p>こういった、「見守りあんしんネットワーク事業」は、まだまだ周知されていないので、周知を含めてこの計画の中で表記することはいかがか。</p>
D 委員	<p>DVの関係で民生委員の定例会や講演依頼があれば、DVや虐待の関係で通報して間違いであっても罰せられないと伝えている。</p> <p>CAPプログラムについて、皆さんがどれくらい知っているか分からないが、CAPのプログラムの中で子どもが勉強す</p>

<p>C 委員</p>	<p>る。そして親と一緒に勉強する。先生が勉強するという体制が必要ではないかと感じている。最近の報道で、先生からの性被害が問題になっているが、学校でCAPプログラムを受けていれば、生徒が問題と感じ得るのではないかと思う。</p> <p>D委員の話の続きになるが、CAPとは子どもの暴力防止プログラムで、子どもだけでなく、親も学ぶ、学校も学ぶことができ、時期については胎児虐待もあり、妊娠期からも親となるカップルが受講できるCAPプログラムもあり、思春期のプログラムも幅広く用意されている。今回、市の計画でCAPを取り入れ、人権教育を行うということを感じている。子どもを含む地域や住民関係機関に人権教育を行い、いじめ、虐待、体罰、誘拐、痴漢、性暴力など様々な暴力から子どもを守るという内容になっていくと、いわき地域でも子どもの虐待を防ぐということができてくるかなと感じた。</p> <p>また、災害のところで、先ほどから福祉避難所の話がでていますが、「いわき市地域福祉計画素案に対する意見について」の3ページのNo.13、No.14であるが、やはり、これまで地域の中で妊婦や乳幼児を対象とした活動をしている中で、毎年災害が起きたらどうしようとか、民間レベルで頑張ろうということで対応してきたが、この10年（福祉避難所について）整ってこなかったが、以前に比べると連携も取りやすくなってきたし、少しずつ対策が取られてきていると思うが、やはり妊婦と乳幼児、特に服薬して治療を受けている妊婦や乳幼児、お産を控えている時期の妊婦、生まれて1ヶ月以内の赤ちゃんなどは避難することに不安があり昨年の水害で避難できなかった方もいると聞いている。また、東日本大震災では、妊婦が亡くなったと聞き及んでいる。今回の素案には反映されていないが、来年度、市で危機管理部ができるので、是非検討して欲しい。</p> <p>今回の資料でも56から57ページの「(1) 避難行動要支援者支援制度の推進及び避難体制の整備」で妊産婦や乳幼児の記載が入っているが、「(3) 福祉避難所の設置」に入っていないので、妊婦や母子についても検討している内容が入るとありがたいと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>具体的にはどのページに検討内容を入れればよいのか。</p>

<p>C 委員</p>	<p>来年度市で「危機管理部」ができるのであれば、「避難所関係の計画」に盛り込んでいただきたいが、この計画で言えば、「母子避難所」は「福祉避難所」の扱いになるのであれば、57ページの「(3) 福祉避難所の設置」に入れていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>福祉避難所については、庁内で検討しているところであり、概念的に福祉避難所に全ての人が入れるのかという現実的に難しい。E委員が入られた災害検証委員会の中でも、ある程度の要件を決めた避難所をあらかじめ公表しておく整理になっている。公表するという前提で福祉避難所を考えた場合、そこにどのような人が入れるのか、明らかにしたうえで、対象を限定した形の避難所を増やした方がいいのではないかという議論も庁内の中である。その中で、乳幼児や妊産婦の避難所をどうするかという議論も現時点ではある。</p> <p>この計画の中でどこまで盛り込むかということであるが、来年度、危機管理部ができ、地域防災計画の見直しも出てくると思うので、具体的にそちらのほうでの整理になると思うが、この委員会の中で、このような意見があったということは、担当課に伝えておきたい。</p> <p>また、地域福祉計画では非常時の体制についても大切であるが、地域福祉計画の本旨というのは、日常生活の中で、あらゆる方がより良くいわきの中で暮らしていけるためには、どういったことをすればいいのかということ盛り込む計画なので、E委員がおっしゃった日常生活の延長として非常時のネットワークが生きてくるという部分もあると思うので、本計画の趣旨や他の計画に関する議論もあることをご理解いただき、このご意見については受けさせていただきたいと思う。</p>
<p>L 委員</p>	<p>虐待に関する通報で感想と基本目標のところの質問がある。</p> <p>隣組に子どもの育て方に課題があるのではないかという家庭があり、実際、通報したことがあるが、自分が決めつけて通報してしまったのではないかという思いがあり、罪悪感が残ってしまったことがあった。</p> <p>また、44ページの「体系図」の「基本目標2」で「人づくり」、「体制づくり」、「安全・安心」とあって、「特に介護人材」</p>

<p>委 員 長</p>	<p>のところでは「介護人材の育成」や「ボランティア」や「住民の力を高めていく自助・共助」について、施策の展開で網羅されていると思うが、地域福祉計画で「職能団体との連携」というのが文章であると、職能団体に所属している会員（介護支援員連絡協議会会員）がこういう計画があって参画していく自覚を持つというところで、「各種職能団体との協力」が計画に記載されていると良いと思う。</p> <p>その他、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。 第4章・第5章について追加でご意見、ご質問が無ければ、「(2) その他」について事務局から願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>会議冒頭の説明の繰り返しとなるが、本日の会議で皆様からいただいた意見をもとに計画素案を修正し、広く市民の皆様の意見を反映するため、1月に計画素案に対するパブリックコメントを実施する予定である。</p> <p>パブリックコメントは、令和3年1月中旬から1月下旬の2週間の予定しており、結果については第4回策定委員会において委員の皆様にご報告させていただき、事務局が提示する計画最終案について協議いただく予定であり、委員の皆様には、日程調整をよろしく願いたい。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>その他、特になければ本日の会議はすべて終了する。 以上をもって、本日の議長の任を解かせていただく。 御協力ありがとうございました。</p>

本議事録に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和 2年 1月 7日

議事録署名人

篠原 清美 (印)

議事録署名人

篠原 洋貴 (印)